

医療・介護

「くさつ」の実情に合った医療・介護サービス

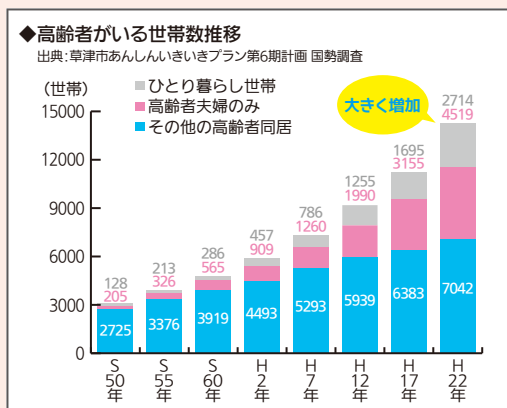
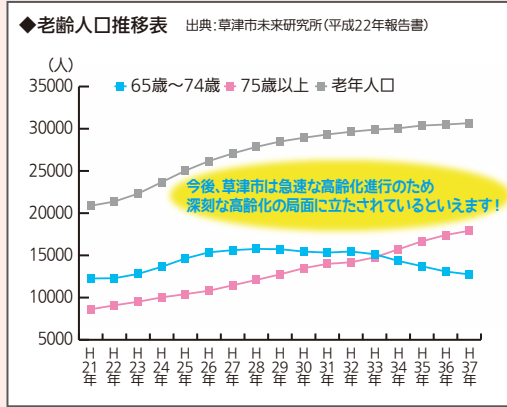


4月から、原則、要介護認定で要支援の方の訪問介護やデイサービスは介護保険制度から外れ、特別養護老人ホームに入居は介護度3以上となりました。また、入院期間も疾病等により、納得行くまでの療養を受けることが難しくなっています。これらは増大する医療介護への税金投入を少しでも抑えることが目的です。

国は自宅で可能な限り療養や介護を受けることが出来る仕組みとして、『地域包括ケアシステム』を進めています。行政・医療機関・介護保険事業所・社会福祉協議会・まちづくり協議会・町内会・ボランティア団体が連携を図り、「まちぐるみ」で高齢者や障がい者を見守るものです。

介護保険制度から外された、要支援者への介護サービスは草津市独自のサービス(総合支援)を平成29年末までに開始することとなり、市民にとって本当に必要な制度をつくることのできるチャンスです。

今後高齢化が進む本市にとって、高齢者が慣れ親しんだ自宅で、健康的に安心して生活ができるよう、住民みんなで支えあう事ができる「まちづくり」が必要です。



保育

保育園待機児ゼロ 多様な働き方への支援を充実するために



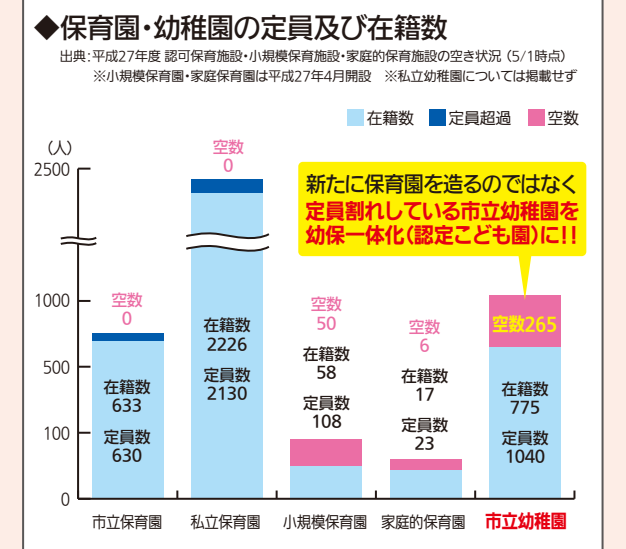
草津市における保育園待機児数は既存認可園の定員拡大等(※2)により、大幅に改善されます。しかし、3歳児の25%が未在籍であること、今後の保育ニーズを考えると、待機児ゼロになってはいません。今後も引き続き、子どもたちがのびのびと保育を受けられる保育園整備が必要です。少子化が進むことから、新たな保育園を作るのではなく定員割れしている市立幼稚園を幼保一体化(認定こども園)、保育時間の延長することで、今すぐにでも安く大幅に受け入れ数を増やすことが出来ます。

保育園運営は国が定める保育費のみでは厳しく、保育士さんの常勤職員比率は低くなっています。

また、公立と私立で、働く方たちの待遇に大きな開きがあります。待遇差を無くし、雇用の機会均等、選択の幅の確保が求められます。そのためにも、安定した運営が出来るよう市独自の制度充実が必要です。子ども主体の保育が実践され、保護者の多様な働き方を支援できるようにしなければなりません。

学童保育については、今年5月1日現在、保育園在籍児童数が2,934人なのに対して、児童育成クラブの定員は合計1,185人となっており、明らかに早急な整備が必要です。

※2 小規模・家庭的保育施設の設置、一部の市立幼稚園・保育園の段階的な統合や幼保一体化の取り組み



障がい者福祉

『地域の一員』として暮らせるための障がい者福祉

草津市内の障がい者の数は、総人口の約4.16% 5,308名(※1)おられます。

ご家族を中心に多くの方が障がい者と向き合い、支え合っておられます。そしてなによりも大切なことは、障害のある方の暮らしを支えるために、地域社会が正しい理解と障害の有無関係なく連携を深めることです。

障がいの種別、年齢等一人ひとり異なるため、必要とする支援も多岐にわたります。例えば、働きたいと思っている方については、市役所の担当部署のみではなく、他の担当部署と連携して、職場開拓をする仕組みをすることです。また、成長や高齢化等に合わせた支援が継続されるよう、子ども家庭部や介護保険課等の協力体制の強化を図るなど行えることはたくさんあります。

今後、介護保険の下で行われる『地域包括ケアシステム』の整備を通して、高齢者だけではなく障がい者も地域の一員として社会参加できるまちづくりが必要です。

※1 平成25年3月31日現在 身体障害者・療育・精神障害者保健福祉手帳を所持されている方の数



「まちづくり」その思いをかたちに。

